

1 主要項目及びその方向性

(1) 自立に向けた地域生活支援の充実

- 障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等を提供するため、個に応じた日常生活への支援を進めます。
- 障害者が地域で生活する場を確保し、障害者が自ら望む生活を営むためのサービス基盤を整備していきます。
- 障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を行います。
- 障害者が地域で安心して生活し続けるために関係機関の協議の場の設置等、支援体制の構築を図ります。

(2) 相談支援の充実と権利擁護の推進

- 地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと各相談機関が連携を図りながら、専門的かつ継続的な支援を可能にする体制作りを行っていきます。
- 障害者虐待の防止と養護者への支援を推進するとともに、障害者虐待を地域で防止するためのネットワークづくりを進めます。
- 障害者本人の意思が尊重され、安心して地域生活を送れるように、権利擁護の促進や成年後見制度のさらなる普及啓発を行っていきます。
- 障害者差別解消法支援地域協議会において相談事例を共有し、関係機関・区民への周知啓発を図ります。

(3) 障害者が当たり前働き続けられる就労支援

- 障害者本人の状況やニーズに応じた支援のため、本人、家族、職場に対する総合的で専門性の高い相談を行うとともに、支援体制を構築していきます。
- 障害の特性や個性などに合わせた多様な働き方ができるよう、障害者が働きやすい環境の整備や機会の拡大に向けた普及・啓発活動を充実することで、企業側の理解と受け入れ体制の整備を進めていきます。
- 増加する就労障害者がより長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応等の職場定着支援を推進していきます。
- 施設や作業所での作業内容の充実と工賃のアップに向けた取組みを行うことで、福祉的就労における支援の充実を図ります。

(4) 子どもの育ちと家庭の安心への支援

- 障害の早期発見、早期療育に向けた取組みを進めるとともに、子どもとその家族を含めた相談支援の充実を図ります。
- 子どもの成長段階に応じた適切な支援を進めるとともに、切れ目のない継続した支援を行うため、関係機関との連携の強化を図っていきます。
- 障害のある子どもの過ごす場を広げ、障害のあるなしにかかわらず、共に地域で育つ環境づくりを進めていきます。
- 就学児に対して、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進を図るための居場所づくりを行っていきます。
- 医療的ケア児が身近な地域で必要な支援が受けられるように関係機関と連携し、支援の充実を図っていきます。

(5) ひとにやさしいまちづくりの推進

- 障害者を含め誰もが利用しやすいよう、区内の公共的施設・公園などユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を進めていきます。
- 障害者にとって暮らしやすいまちとなるよう、「まちのバリアフリー（道路や歩道、公共的な施設・空間などのバリアフリー）」、「心のバリアフリー（学校や職場、地域等での障害者に対する理解の促進）」、「情報のバリアフリー（障害に応じた適切な媒体による情報の提供）」の3つのバリアフリーを推進します。
- 災害・緊急事態における障害特性に応じた支援体制を充実させていきます。
- 支え手・受け手の垣根を越えて、地域住民が主体となり、地域共生社会の構築に向けた支援体制の整備を進めていきます。

2 計画の体系

現時点では分野別計画間の調整を行っていないため、複数の計画の体系に位置づけられる事業の名称が計画間で異なっている場合があります。

また、検討中の事業については、掲載していない場合があります。

◆：第5期障害福祉計画において、国から進行管理を求められている事業

大項目	小項目	計画事業	
1 自立に向けた地域生活支援の充実	1 個に応じた日常生活への支援	1	居宅介護（ホームヘルプ）◆
		2	重度訪問介護 ◆
		3	同行援護 ◆
		4	行動援護 ◆
		5	重度障害者等包括支援 ◆
		6	生活介護 ◆
		7	療養介護 ◆
		8	短期入所（ショートステイ）◆
		9	補装具の支給
		10	手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆
		11	手話通訳者設置事業 ◆
		12	日常生活用具給付 ◆
		13	移動支援 ◆
		14	日中短期入所事業 ◆
		15	緊急一時介護委託費助成
		16	短期保護
		17	福祉タクシー
		18	地域生活安定化支援事業
		19	日中活動系サービス施設の整備
		20	地域生活支援拠点の整備に向けた検討
	2 事業者への支援・指導	1	福祉サービス第三者評価制度の利用促進
		2	障害福祉サービス事業者への指導・監査
		3	障害者施設職員等の育成・確保
		4	障害福祉サービス等事業者連絡会の運営
	3 生活の場の確保	1	グループホームの拡充
		2	共同生活援助（グループホーム）◆
		3	施設入所支援 ◆
		4	自立生活援助 ◆
		5	居住支援の推進

	4 地域生活への移行及び地域定着支援	1	福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆
		2	入院中の精神障害者の地域生活への移行
		3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◆
		4	精神障害者の地域定着支援体制の強化
		5	地域移行支援 ◆
		6	地域定着支援 ◆
	5 生活訓練の機会の確保	1	精神障害回復途上者デイケア事業
		2	地域活動支援センター ◆
		3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆
		4	難病リハビリ教室
	6 保健・医療サービスの充実	1	自立支援医療
		2	難病医療費助成
		3	障害者・児歯科診療事業
		4	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業
		5	精神保健・難病相談
	7 経済的支援	1	福祉手当の支給
		2	児童育成手当の支給
		3	利用者負担の軽減

大項目	小項目	計画事業		
2 相談支援の充実と権利擁護の推進	1 相談支援体制の整備と充実	1	総合的な相談支援体制の構築	
		2	計画相談支援 ◆	
		3	地域移行支援 ◆【再掲】	
		4	地域定着支援 ◆【再掲】	
		5	相談支援事業 ◆	
		6	地域自立支援協議会の運営 ◆	
		7	障害者基幹相談支援センターの運営	
		8	身体障害者相談員・知的障害者相談員	
		9	障害福祉サービス等の情報提供の充実	
		10	地域安心生活支援事業	
		11	意思決定支援の在り方の検討	
		12	小地域福祉活動の推進	
		13	民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲】	
	2 権利擁護・成年後見等の充実		1	福祉サービス利用援助事業の促進
			2	成年後見制度の利用促進 ◆
			3	法人後見の受任

		4	福祉サービスに対する苦情申し立て・相談対応の充実
		5	障害者・児童虐待防止対策支援事業
		6	障害者差別解消支援地域協議会の運営

大項目	小項目	計画事業	
3 障害者が 当たり前 に働 き続け られる 就労支 援	1 就労支援 体制の確立	1	障害者就労支援の充実
		2	就労支援ネットワークの構築・充実
		3	就労促進助成事業
	2 職場定着 支援の推進	1	就業先企業への支援
		2	安定した就労継続への支援
		3	就労者への余暇支援
	3 福祉施設 等での就 労支援	1	福祉施設から一般就労への移行 ◆
		2	就労移行支援 ◆
		3	就労継続支援（A型・B型）◆
		4	就労定着支援 ◆
		5	福祉的就労の充実
		6	障害者優先調達推進法に基づいた障害者施設等からの物品等の調達の推進
		7	日中活動系サービス施設の整備【再掲】
	4 就労機会 の拡大	1	区の業務における就労機会の拡大
		2	障害者雇用の普及・啓発
		3	地域雇用開拓の促進

大項目	小項目	計画事業	
4 子どもの育ちと家庭の安心への支援	1 障害のある子どもの健全やかな成長	1	乳幼児健康診査
		2	発達健康診査
		3	総合相談事業の充実
		4	発達に関する情報の普及啓発
	2 相談支援の充実と関係機関の連携の強化	1	多様な支援機関の連携
		2	医療的ケア児支援体制の構築 ◆
		3	医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置 ◆
		4	継続支援体制の充実
		5	個別の支援計画の作成
		6	専門家アウトリーチ型支援
		7	障害児相談支援 ◆
		8	重症心身障害児等在宅レスパイト事業
		9	障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討 ◆
	3 乳幼児期・就学前の支援	1	児童発達支援 ◆
		2	医療型児童発達支援 ◆
		3	居宅訪問型児童発達支援 ◆
		4	文京区版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲】
		5	保育園障害児保育
		6	幼稚園特別保育
		7	就学前相談体制の充実
		8	総合相談事業の充実
		9	専門家アウトリーチ型支援 【再掲】
	4 学齢期の支援	1	総合相談事業の充実 【再掲】
		2	特別支援教育の充実
		3	育成室の障害児保育
		4	バリアフリーパートナー事業
		5	個に応じた指導の充実
		6	交流及び共同学習支援員配置事業
		7	特別支援教育担当指導員配置事業
		8	専門家アウトリーチ型支援 【再掲】
		9	放課後等デイサービス ◆
		10	居宅訪問型児童発達支援 ◆【再掲】
	5 障害の有無に関わらず、地域で過	1	保育園障害児保育【再掲】
		2	幼稚園特別保育【再掲】
		3	育成室の障害児保育【再掲】
		4	交流及び共同学習支援員配置事業【再掲】

ごし育つ環境 づくり	5	びよびよひろば
	6	子育てひろば
	7	児童館
	8	b-lab（文京区青少年プラザ）
	9	文京区版スターティング・ストロング・プロジェクト ◆

大項目	小項目	計画事業	
5 ひとにやさしいまちづくりの推進	1 まちのバリアフリーの推進	1	道のバリアフリーの推進
		2	文京区バリアフリー基本構想の推進
		3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導
		4	総合的自転車対策の推進
		5	公園再整備事業
		6	公衆・公園等トイレの整備事業
		7	コミュニティバス運行
		8	ごみの訪問収集
	2 心のバリアフリーの推進	1	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）◆
		2	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実
		3	障害者事業を通じた地域交流
		4	障害者差別解消に向けた取組の推進
	3 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進
		2	情報バリアフリーの推進
		3	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出
	4 防災・安全対策の充実	1	ヘルプカードの普及啓発
		2	避難行動要支援者への支援
		3	福祉避難所の拡充
		4	避難所運営協議会の運営支援
		5	災害ボランティア体制の整備
		6	耐震改修促進事業
		7	家具転倒防止器具設置費用助成
		8	緊急通報・火災安全システムの設置
	5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1	障害者事業を通じた地域交流【再掲】
		2	地域に開かれた施設運営
		3	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲】
		4	心身障害者・児レクリエーション
		5	障害者スポーツ等の推進
		1	ボランティア活動への支援
		2	手話通訳ボランティア等の養成

6 地域福祉 の担い手への 支援	3	手話奉仕員養成研修事業 ◆
	4	ふれあいいきいきサロン
	5	ファミリー・サポート・センター事業
	6	民生委員・児童委員による相談援助活動
	7	話し合い員による訪問活動
	8	自発的活動支援事業 ◆
	9	地域活動情報サイト

3 計画事業の概要

1-1-1 居宅介護（ホームヘルプ）◆

介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援する。

1-1-2 重度訪問介護 ◆

重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。

1-1-3 同行援護 ◆

視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図る。

1-1-4 行動援護 ◆

知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援する。

1-1-5 重度障害者等包括支援 ◆

常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図る。

1-1-6 生活介護 ◆

常に介護を必要とする障害者に、昼間、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図る。

1-1-7 療養介護 ◆

医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図る。

1-1-8 短期入所（ショートステイ）◆

自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。

1-1-9 補装具の支給

障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具を貸与・支給又は修理することにより、自立した日常生活の促進を図る。

1-1-10 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆

聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図る。

1-1-11 手話通訳者設置事業 ◆

聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置する。

1-1-12 日常生活用具給付 ◆

重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図る。

1-1-13 移動支援 ◆

屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図る。

1-1-14 日中短期入所事業 ◆

自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図る。

1-1-15 緊急一時介護委託費助成

障害者・児を日常的に介護している家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成する。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となる。

1-1-16 短期保護

心身障害者・児の介護にあたっている家族等が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難な場合に、文京藤の木荘（文京槐の会内）において、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減する。

1-1-17 福祉タクシー

身体障害者等の社会生活の利便を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券を交付する。

1-1-18 地域生活安定化支援事業

文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋3ヶ所において、未治療者や治療中断のおそれのある精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行う。

1-1-19 日中活動系サービス施設の整備

障害者の就労支援や創作活動等に係る場をより確保するために、民間事業者誘致による日中活動系サービス施設整備を促進する。

1-1-20 地域生活支援拠点の整備に向けた検討

地域自立支援協議会等関係機関と連携して、地域課題や地域資源を勘案した上で、相談の場、体験の場、緊急受入の場等、それぞれの機能の強化を図り、障害者に切れ目なく支援する仕組みを検討・整備する。

本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。

1-2-1 福祉サービス第三者評価制度の利用促進

福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図る。

1-2-2 障害福祉サービス事業者等への指導・監査

東京都と連携しながら、障害福祉サービス事業者等への指導検査に必要なノウハウを蓄積するとともに、指導検査体制の充実を図り、区の実情（社会福祉法人数、施設数、検査体制等）に応じた実地指導を開始することを目指していく。

1-2-3 障害者施設職員等の育成・確保

障害者施設従事者向けの研修会の実施等により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行う。また、移動支援従事者研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図っていく。

1-2-4 障害福祉サービス等事業者連絡会の運営

区内の障害福祉サービス等事業者の事業者相互間及び区との連携の確保を図ること、また、障害者に適切な障害福祉サービス等の提供を行う体制を整備するための情報提供を行うことにより、各事業者が提供するサービスの質を高める。

1-3-1 グループホームの拡充

障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費助成や、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の助成を行うことにより、施設整備を促進する。また、既存施設がサテライト方式により定員数を増やす場合も助成を行う。

1-3-2 共同生活援助（グループホーム）◆

障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行い、地域における自立した日常生活を支援する。

1-3-3 施設入所支援 ◆

施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴、排せつ、食事の介護等を行い、日常生活支援を図る。

1-3-4 自立生活援助 ◆

施設入所支援又は共同生活援助を受けていた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行う。

1-3-5 居住支援の推進

特に住宅に困窮する障害者の居住に供するため障害者住宅の管理運営を行うとともに、住みなれた地域で、有する能力に応じ自立した日常生活を営めることができるよう、住まいの確保と住まいの支援を行う。

また、民間住宅への円滑な入居の促進を図るため、文京区居住支援協議会にて関係団体と連携を図り、必要な支援策を協議する。

1-4-1 福祉施設入所者の地域生活への移行 ◆

福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進める。

本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められているものであり、平成28年度の施設入所者数のうち、平成32年度までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を求められている。よって、3年間の事業量は累計として記載する。

1-4-2 入院中の精神障害者の地域生活への移行

退院可能な入院中の精神障害者が、地域で自立した生活を送ることを可能にするため、保健師及び地域活動支援センターが入院中から地域生活への移行を支援する。

1-4-3 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ◆

精神障害者が地域の一員として自分らしい暮らしができるよう、地域における支援体制の構築・強化を図るため、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する。

本事業は、第5期障害福祉計画の成果目標に定められている事業である。

1-4-4 精神障害者の地域定着支援体制の強化

在宅の精神障害者が地域で安定した生活を送るために、区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、支援体制の強化を行う。

1-4-5 地域移行支援 ◆

障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図る。

1-4-6 地域定着支援 ◆

単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図る。

1-5-1 精神障害回復途上者デイケア事業

回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施する。

1-5-2 地域活動支援センター ◆

文京総合福祉センター、文京地域生活支援センターあかり、エナジーハウス、地域活動支援センターみんなの部屋において、障害特性等に応じた創作的活動の提供等を行い、障害者等の地域活動支援を図っている。

1-5-3 自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆

障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援する。

1-5-4 難病リハビリ教室

在宅の難病患者を対象として、難病リハビリ教室及びパーキンソン病体操教室を開催し、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供することで、疾病の理解やQOLの維持・向上を目指す。

1-6-1 自立支援医療

心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進する。

1-6-2 難病医療費助成

認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。

また、難病患者及びその家族の生活の質（QOL）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施する。

1-6-3 障害者・児歯科診療事業

障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図っていく。また、高次医療機関や、地域のかかりつけ医へも繋げていく。（保健サービスセンター内歯科室で土曜日午後実施）

1-6-4 在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業

疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な方に、歯科医師や歯科衛生士が自宅に訪問し、歯科検診・相談と口腔ケアなどの予防指導を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図っていく。

1-6-5 精神保健・難病相談

精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援する。

1-7-1 福祉手当の支給

心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当・精神障害者福祉手当（区制度）・特別障害者手当等（国制度）・重度心身障害者手当（都制度）を支給する。（ただし、所得制限あり。）

1-7-2 児童育成手当の支給

障害のある子どもを養育している家庭に対し、児童育成手当を支給する。児童の心身の健やかな成長に寄与することを趣旨として、児童について児童育成手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。（ただし、所得制限あり。）

1-7-3 利用者負担の軽減

障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図る。現在区が行っている負担軽減策として、非課税世帯の負担の無料化（平成22年度より）等を実施している。また、平成26年度から国が実施している、就学前の障害児通所施設に係る利用者負担の多子軽減措置に加え、区独自の助成制度を開始することで利用者負担の軽減を図っている。

その他、区立障害者施設の給食費や、移動支援等の地域生活支援事業の利用者負担等については、区における負担軽減を継続して実施しており、適切な対応によって障害福祉サービスの利用を支援する。

2-1-1 総合的な相談支援体制の構築

障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、障害者基幹相談支援センターを始め、区の窓口や保健所等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築する。

2-1-2 計画相談支援 ◆

障害者・児のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援)の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行う。

2-1-3 地域移行支援 ◆【再掲 1-4-5参照】

2-1-4 地域定着支援 ◆【再掲 1-4-6参照】

2-1-5 相談支援事業 ◆

区の窓口や指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所等において、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービスの利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行う。

また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談機関との連携強化等によりセンターの機能強化を図り、障害者等の賃貸住宅入居等の支援については、居住支援協議会等の議論を踏まえ、実施に向けた検討を行う。

2-1-6 地域自立支援協議会の運営 ◆

障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進していく。

また、この協議会の下に設置される、相談支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会において、支援体制等についての協議を重ねていく。

2-1-7 障害者基幹相談支援センターの運営

障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、地域の特性や障害者等の状況に応じたきめ細かな総合相談支援を実施し、障害者の権利擁護や地域移行・地域定着に関する取り組み及び関係機関とのネットワーク構築など、支援体制の強化等を推進する相談支援活動の拠点として事業運営を行う。

2-1-8 身体障害者相談員・知的障害者相談員

区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行う。

2-1-9 障害福祉サービス等の情報提供の充実

障害者制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供していく。また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報が探しやすいホームページ作りを行っていく。

2-1-10 地域安心生活支援事業

精神障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、相談等支援体制の充実を図り、休日を含め24時間緊急対応等を行うとともに、病院から地域生活への移行や定着の支援を進める。

2-1-11 意思決定支援の在り方の検討

自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、地域自立支援協議会相談支援専門部会等において、支援体制等について検討を行う。

2-1-12 小地域福祉活動の推進

地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、その解決に向けた取組みを地域の人とともに考え、関係機関等と連携することで、「個別支援」や「地域の生活支援の仕組みづくり」を行い、地域の支え合い力を高めるとともに、地域で解決できない問題や、既存の制度・サービスがない課題を解決する仕組みづくりを行う。【社会福祉協議会実施事業】

2-1-13 民生委員・児童委員による相談援助活動【再掲 5-6-6参照】

2-2-1 福祉サービス利用援助事業の促進

高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援が必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-2 成年後見制度の利用促進 ◆

成年後見制度について、区民向けの学習会の開催やパンフレットの配布等を通じて、普及・啓発を進めるとともに、制度利用についての相談に対応する。また、弁護士等の専門家による個別相談会を開催する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-3 法人後見の受任

成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施する。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-4 福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援に努める。また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて、中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図る。【社会福祉協議会実施事業】

2-2-5 障害者・児虐待防止対策支援事業

区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図る。障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行う。また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じて子ども家庭支援センターや高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていく。

2-2-6 障害者差別解消支援地域協議会の運営

地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例を共有し、差別を解消するための取組について協議を行う。

3-1-1 障害者就労支援の充実

障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施する。多様化している障害特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図る。また、平成30年度から精神障害者の雇用が義務化されることに伴い、精神障害者の就労支援と企業支援、定着支援等、安心して働き続けることができる支援体制を構築する。

3-1-2 就労支援ネットワークの構築・充実

地域自立支援協議会就労支援専門部会や事業所ネットワーク（就労支援者研修会）等を活用し、就労支援や雇用の情報等の共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会の実施や、将来的な地域の就労支援の人材育成を行う。また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労した後の障害者の生活を地域全体で支える仕組み作りを行う。

3-1-3 就労促進助成事業

一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、受入れ企業等に対して謝礼金を支給することや、実習を行う障害者就労支援センター登録者に訓練手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していく。また、区内中小企業に対しての実習の機会を増やし、障害者への理解を深め、区内中小企業の障害者雇用促進の取り組みをサポートする。

3-2-1 就業先企業への支援

障害者雇用率の上昇や納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えている。障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図れるよう企業への相談支援を行う。特に、今後増える精神障害者の雇用機会における相談体制については充実させる必要がある。また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど雇用を継続する企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図る。

3-2-2 安定した就労継続への支援

就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行う。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施する。また、生活の中で生じた心配事や課題については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送れるように支援する。

3-2-3 就労者への余暇支援

余暇活動は就労の場におけるストレス対処行動のみならず、人との出会いやコミュニケーションを通して自主性や主体性を学ぶことができる。そのため、余暇支援事業として定期的に夜間に実施している「たまり場」を、仲間づくりの場として継続実施していくとともに、生涯教育の機会として「生活学習」を企画実施し、その人らしい豊かな地域生活を考えることを支援する。また、就労継続者のチャレンジを労う機会として、就労継続者を表彰する祝う会についても継続して実施していく。

3-3-1 福祉施設から一般就労への移行 ◆

就労移行支援及び就労定着支援等の福祉施設を利用する障害者が、自立した社会生活を営めるように、必要な訓練を行い、一般就労へ移行し定着することを推進する。また、福祉施設に対して、日頃の連携や様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援へのアクセスが容易となるような環境作りを行う。

本事業は、第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。

3-3-2 就労移行支援 ◆

一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練を行い、障害者の一般就労を促進する。

3-3-3 就労継続支援（A型・B型）◆

一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行う。

3-3-4 就労定着支援 ◆

就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等支援を行う。

3-3-5 福祉的就労の充実

福祉施設における福祉就労のやりがいや達成感を大切に、働くことを通じた社会参加の促進を

行う。また、工賃の増加を図るため、区や民間企業等からの受注を促進し、受注作業の拡大、商品販路の拡大を図る。そのために区内施設によるネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売を充実する。

3-3-6 障害者優先調達推進法に基づいた障害者施設等からの物品等の調達の推進

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定める。推進にあたっては、庁舎内において障害者就労施設等が受託可能な物品・使役等の効果的なPRを行っていく。

3-3-7 日中活動系サービス施設の整備【再掲 1-1-19参照】

3-4-1 区の業務における就労機会の拡大

平成26年6月から庁内で知的・精神障害者のチャレンジ雇用が始まり、企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に寄与してきた。今後は、庁内インターンシップとの連携や、福祉施設の就労体験の場としての実習受け入れなどを実施し相乗効果を上げていく。

また、区役所内においてのインターンシップ事業の継続や委託業務などの拡大の検討を行い、障害者の就労機会の拡大や雇用の促進を図る。

3-4-2 障害者雇用の普及・啓発

障害者が地域で当たり前働き暮らすことができることを実現するため、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行う。また、区内企業に対しては、障害者雇用に関する情報提供や雇用の理解促進を図り、企業の障害者雇用促進の取り組みをサポートする。

3-4-3 地域雇用開拓の促進

事業者に対して、障害者地域自立支援協議会就労支援専門部会において検討する様々な障害者雇用に関する周知・啓発活動及び支援策を積極的に行うことによって、障害者雇用先の開拓に取り組む。

4-1-1 乳幼児健康診査

乳幼児健康診査の実施により、子どもの健やかな発達の支援と疾病の早期発見に努める。また、保護者への育児知識の普及啓発と育児不安の軽減により、虐待の予防・早期発見、育児支援を行う。

4-1-2 発達健康診査

運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児を対象に、専門医師による診察、保健師や理学療法士による助言を行い、子どもの発達の遅れを早期に発見するとともに、必要な療育につながるよう関係機関と調整を行う。

4-1-3 総合相談事業の充実

教育センター総合相談室において、発達に何らかの遅れ等のある子どもの保護者からの相談に応

じ、助言、指導を行う。また、必要に応じて専門訓練（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）、グループ指導等の子どもへの発達援助、療育の事業者の情報提供及び紹介を行う。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行っていく。

4-1-4 発達に関する情報の普及啓発

子どもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知していく。また、講演会を通じ、子どもの発達に関する理解を深め、より良い子どもとの関わり方を学べるよう啓発を行う。

4-2-1 多様な支援機関の連携

特別支援連携協議会を通じ、教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携を強化し、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援する。

4-2-2 医療的ケア児支援体制の構築

保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による協議の場を設置し連携を図り、医療的ケア児が学齢期から成人期まで円滑に引き継がれるように適切に支援していく。

なお、本事業は第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。

4-2-3 医療的ケア児支援調整コーディネーターの配置

医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進する。

4-2-4 継続支援体制の充実

特別支援連携協議会を通じて関係機関との連携の強化を図るとともに、就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関が子どもの指導で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」、療育歴や発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」を活用し、切れ目のない一貫した支援を行っていく。

4-2-5 個別の支援計画の作成

学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施する。

4-2-6 専門家アウトリーチ型支援

専門家（臨床心理士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、特別支援学校教員、福祉士等）によるコンサルテーションを通して、保育園、幼稚園、学校等の対応力の向上を図る。「発達支援」「特別支援」「適応支援」の3分野に渡り対応する。

4-2-7 障害児相談支援 ◆

児童福祉法に基づき、障害児通所支援の利用の前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害

児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行う。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行う。

4-2-8 重症心身障害児等在宅レスパイト事業

医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等を介護する同居の家族等の居宅に看護師又は准看護師を派遣し、医療的ケア並びに食事及び排泄の介助等を行う。

4-2-9 障害児通所支援事業所における重症心身障害児の支援充実に向けた検討 ◆

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行う。

なお、本事業は第5期障害福祉計画において成果目標に定められている事業である。

4-3-1 児童発達支援 ◆

児童福祉法に基づき、児童発達支援センター等において未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等を行う。

4-3-2 医療型児童発達支援 ◆

肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練や医療的管理下での支援を要する児童に対し、児童発達支援及び治療を行い、障害児の心身の発達促進を図る。

4-3-3 居宅訪問型児童発達支援 ◆

重度障害状態にある障害児等であって、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出するのが著しく困難なものについて、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導等を行う。

4-3-4 文京区版スターティング・ストロング・プロジェクト【再掲 4-5-9参照】

4-3-5 保育園障害児保育

区立保育園において、保育が必要な児童のうち、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施する。

4-3-6 幼稚園特別保育

区立幼稚園において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進していく。

4-3-7 就学前相談体制の充実

専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児

童・生徒が、可能な限り保護者の意見を尊重したうえで、個々のニーズに応じて適切な支援を受けられるようにする。

4-3-8 総合相談事業の充実【再掲 4-1-3参照】

4-3-9 専門家アウトリーチ型支援【再掲 4-2-6参照】

4-4-1 総合相談事業の充実【再掲 4-1-3参照】

4-4-2 特別支援教育の充実

全区立小学校及び中学校に教員免許を有する特別支援教育担当指導員を、特別支援学級設置校には交流及び共同学習支援員を配置している。特別な支援を必要とする児童・生徒の教育的ニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行うことにより、特別支援教育のさらなる充実を図る。

4-4-3 育成室の障害児保育

保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校1年から3年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行う。保育補助の非常勤職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的実施し、保育の質の向上を図る。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図る。

4-4-4 バリアフリーパートナー事業

特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒が個々のニーズに応じた教育を受けることができるようにするため、障害者への支援に理解のある大学生や地域人材等の協力を得て児童・生徒へのサポートを行う。

4-4-5 個に応じた指導の充実

区立小・中学校の通常学級及び特別支援学級における支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに、特別支援教育担当指導員を配置し、個への対応の充実を図る。

4-4-6 交流及び共同学習支援員配置事業

特別支援学級を設置している区立小・中学校において、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちとの「交流及び共同学習」が円滑に行われるように、交流及び共同学習支援員を配置する。

4-4-7 特別支援教育担当指導員配置事業

区立小・中学校の通常の学級に在籍する発達障害等、特別な支援が必要な児童・生徒への支援のた

め、全ての小・中学校に教員免許をもつ指導員を配置し、在籍学級の担任等との連携のもとに、一斉指導の中での個別指導や、校内に設置された特別支援教室等で専門的指導・支援を行う。

4-4-8 専門家アウトリーチ型支援【再掲 4-2-6参照】

4-4-9 放課後等デイサービス ◆

就学している障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進等の支援を行うことで、障害児の自立を促進する。

4-4-10 居宅訪問型児童発達支援 ◆【再掲 4-3-3参照】

4-5-1 保育園障害児保育【再掲 4-3-5参照】

4-5-2 幼稚園特別保育【再掲 4-3-6参照】

4-5-3 育成室の障害児保育【再掲 4-4-3参照】

4-5-4 交流及び共同学習支援員配置事業【再掲 4-4-6参照】

4-5-5 ぴよぴよひろば

子ども家庭支援センター親子交流室において、3歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供していく。また、保育士資格を持ったひろば職員が利用者の子育てに関する相談も受ける。

4-5-6 子育てひろば

乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間作りの場を提供するとともに、専門指導員により利用者の子育てに関する相談を受ける子育てひろばの拡充を行い、子育て支援の充実を図る。

4-5-7 児童館

館内に遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等があり、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的及び個別的な指導を行い、子どもの健全育成を図る。

4-5-8 b-lab（文京区青少年プラザ）

区内初の中高生向け施設「b-lab（文京区青少年プラザ）」において、全ての中高生にとって魅力的な居場所を提供する。また、文化・スポーツ等の各種講座を実施するとともに、中高生が各事業に企画段階から参画することを通して、自主性・社会性を育む。

4-5-9 文京区版スターティング・ストロング・プロジェクト

集団参加や対人コミュニケーション等の社会的スキルが乳幼児期から身につくよう、臨床心理士

等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行うとともに、保護者に対しても専門的観点から育児方法を伝え、より質の高い育児環境を整え、健やかな育ちを支えていく。

5-1-1 道のバリアフリーの推進

高齢者や障害者など、だれもが積極的に社会参加できるよう、文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路について、歩道の拡幅、段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置など、道路整備を行い、すべてのひとにやさしい道路の実現を図る。

5-1-2 文京区バリアフリー基本構想の推進

文京区バリアフリー基本構想に基づき、重点整備地区別計画に位置付けた特定事業（具体的なバリアフリー事業）の実施を促進するために、バリアフリー整備に係る費用の一部に対し補助金の交付を行うとともに、進捗状況を管理する。

5-1-3 文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進する。

5-1-4 総合的自転車対策の推進

安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進する。また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施する。

5-1-5 公園再整備事業

区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、公園再整備基本計画に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行う。

5-1-6 公衆・公園等トイレの整備事業

便器の洋式化やバリアフリー対応等が必要な公衆・公園等トイレについて、設備等の老朽度や利用状況、災害時の対応等の調査・分析によりまとめた整備方針に基づき、整備を進める。

5-1-7 コミュニティバス運行

区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高める。

5-1-8 ごみの訪問収集

満65歳以上のみの世帯②障害者のみの世帯③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯④

母子健康手帳の交付を受けてから 3 月程度までの妊産婦のみの世帯⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯

上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集する。

5-2-1 障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）◆

障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を促していく。

5-2-2 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

「障害者週間(12月3日から9日)」を記念して、障害のある人もない人も共に集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催する。

5-2-3 障害者事業を通じた地域交流

障害者・児と地域の交流を促し、日常生活を豊かにするとともに社会参加を促進するため、各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房、ステージエコ参加など）を通じた様々な地域活動への参画を推進する。

5-2-4 障害者差別解消に向けた取組の推進

障害者差別解消法の施行を受け、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行う。

5-3-1 情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進する。

5-3-2 情報バリアフリーの推進

障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、音声認識ソフトインストール済みのタブレット端末の設置等の取組みにより、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するために支援し、情報バリアフリーの推進を図っていく。

5-3-3 図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出

一般図書のほか、大活字本、点字図書、音訳図書・雑誌を収集、貸出を行う。また、視覚障害のある方への資料の郵送サービス、障害等により来館が困難な単身の区民への資料の宅配サービスを実施する。

5-4-1 ヘルプカードの普及啓発

ヘルプカードは、発災時及び障害者等が困った時に、必要な支援や配慮を周囲の人に伝えるため

のカードで、緊急連絡先や配慮してほしい内容などが記載できるものである。

ヘルプカードの活用を促すため、障害者等に記載・携帯例を示したチラシを配布するとともに、区の窓口やホームページで障害者等への周知を図っていく。また、いざという時に障害者が必要とする支援や配慮を受けることが出来るように、地域住民や警察・消防署等の関係機関に対しての周知を進めていく。このように両者にヘルプカードの普及啓発を図ることで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えていく。

5-4-2 避難行動要支援者への支援

災害時の避難行動に支援を要する者に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化や個別訪問を実施し、支援体制の充実を図る。

また、災害時の停電等により生命の危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、多様な障害特性に合わせた支援内容の検討を行っていく。

5-4-3 福祉避難所の拡充

避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、保護するための二次避難所である福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進める。

5-4-4 避難所運営協議会の運営支援

災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組みを活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図る。

5-4-5 災害ボランティア体制の整備

災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備に努め、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努める。

【社会福祉協議会実施事業】

5-4-6 耐震改修促進事業

建築物の所有者が、建物の耐震性能を把握し、耐震改修を行えるよう、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行う。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の補助率と補助金上限額を優遇する。

5-4-7 家具転倒防止器具設置費用助成

災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止するため、避難行動要支援者世帯等における家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発する。

5-4-8 緊急通報・火災安全システムの設置

緊急通報システム及び火災安全システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行う。

【緊急通報システム】重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、東京消防庁に通報するとともにあらかじめ協力を依頼している協力員の援助を得て、速やかな救助を行う。

【火災安全システム】重度心身障害者世帯等の火災対策として、自動火災通報器を設置する。火災の際には、煙及び熱センサーが作動し、東京消防庁に自動通報され、消防車が出動する。

5-5-1 障害者事業を通じた地域交流【再掲 5-2-3 参照】

5-5-2 地域に開かれた施設運営

障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域に開かれた施設運営を行っていく。

5-5-3 障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実【再掲 5-2-2 参照】

5-5-4 心身障害者・児レクリエーション

心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年 1 回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとする。

5-5-5 障害者スポーツ等の推進

障害者（児）向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えていく。また、スポーツ施設を改修する際には、バリアフリー化を進めるなど、誰もが利用しやすい施設環境を整備する。

5-6-1 ボランティア活動への支援

ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の充実、ボランティア・市民活動情報の収集・提供の強化・向上、コーディネート機能の強化等を図り、地域福祉活動の多様化、活性化を図る。また、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進し、ネットワーク化を推進することともに、活動助成等の支援を充実し、ボランティア・市民活動の輪を広げる。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-2 手話通訳ボランティア等の養成

日常生活の支障となっている障壁を取り除き、障害者が情報を得られる環境を整備し、だれもが自らの意思で自由に行動しあらゆる分野に主体的に参加できるようにするため、手話通訳ボランティアを養成する。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-3 手話奉仕員養成研修事業 ◆

聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行う。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-4 ふれあいいいききサロン

外出の機会が少なくなりがちな高齢者、障害者、子育て世代等が、食事会、おしゃべり等を楽しむ場を通して、地域での交流を深めることにより、孤立化を予防し、地域の中で支えあい、だれもが安心して楽しく暮らせるよう住民主体のサロンづくりを支援する。【社会福祉協議会実施事業】

5-6-5 ファミリー・サポート・センター事業

子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行う。

5-6-6 民生委員・児童委員による相談援助活動

地域と行政機関のパイプ役である民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行う。

5-6-7 話し合い員による訪問活動

地域のひとり暮らしの高齢者や重度の心身障害者世帯の方等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげていく。また、民生委員等と連携した見守り活動を行う。

5-6-8 自発的活動支援事業 ◆

障害者等が自立した生活を営むことが出来るよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援する。

5-6-9 地域活動情報サイト

NPO 法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図る。【社会福祉協議会実施事業】